

質 問 回 答 (第 4 回)

2020 年 12 月 11 日

「(案件名 【電子入札案件】 アフリカ地域汚水・汚泥管理及び都市衛生環境に関する情報収集・確認調査 (QCBS) 」

(公示日: 2020年11月18日/公示番号: 20a00743) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

※ シェードは回答済みのものです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
4-1	26P 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 5. 見積書作成にかかる留意事項	現地調査において、車、携帯電話、傭人、国によっては通訳等が必要になると考えております。現時点では調査対象国の5ヶ国が決まっておらず、国によっては大幅に単価が異なることが想定され、応札金額を見積ることが困難です。そのため、現地関連費用について定額計上頂けますでしょうか。ご検討頂けますと幸いです。	「5. 見積書作成にかかる留意事項」の(3)に以下を追記いたします。(定額計上とします) 「1) 一般業務費(車両借上費、通信費、現地傭人費等) 1,350千円(詳細調査対象国5カ国)」
4-2	P24 2. 業務実施上の条件 (1)業務工程	渡航回数がのべ5回を想定していますとの記載がございますが、詳細調査対象国5カ国に1回ずつ6名の専門家が渡航し、合計30人回の渡航回数を想定されているという理解でよろしいでしょうか。	詳細調査対象国5カ国に1回ずつ4名の専門家が渡航し、合計20人回の渡航回数を想定しています。調査目的の達成の観点から、よりよい専門家の配置などがありましたら、理由とあわせて現地調査の方法や体制を具体的にプロポーザルにおいて提案してください。旅費(航空賃)及び旅費(その他旅費)は定額計上の範囲内、報酬については本見積で計上してください。
4-3	P26 5. 見積書作成にかかる留意事項	一般業務費(セミナー等実施関連費)につきまして計1,000千円の定額計上と記載がございます。 この費用はあくまで現地における調査結果の概要報告に必要な経費であり、現地調査にあたり必要な経費(車両借上費、通信費、現地傭人費等)は計上されていないという理解でよろしいでしょうか。 上記の理解でよろしい場合は、現地調査対象国が未定であり現地調査における一般業務費(車両借上費、通信費、現地傭人費等)の積算が困難で	一般業務費(セミナー等実施関連費)には、現地調査にあたり必要な経費(車両借上費、通信費、現地傭人費等)は計上されておりません。現地調査にあたり必要な経費(車両借上費、通信費、現地傭人費等)は通番号4-1の回答のとおり、定額計上としてください。

通番号	当該頁項目	質問	回答
		すので定額計上のご指示をお願いいたします。	
4-4	記載なし	<p>本調査はフランス語圏・ポルトガル語圏等の国からの資料収集・分析が想定され、資料等翻訳費の計上が必要であると理解しております。一方で経費処理ガイドライン上は資料等翻訳費について原則定額計上を求めると記載がございますが、説明書上には記載がございません。</p> <p>本調査は資料等翻訳費の計上を想定していないということであれば理由をご教示ください。計上を想定されている場合は定額計上のご指示をお願いいたします。</p>	フランス語圏・ポルトガル語圏等の国からの資料収集・分析にあたり必要な資料等翻訳費は、現時点では業務量の推定が困難であるため、具体的な調査方針（資料収集・分析を行う国や範囲など）が決まった段階で、契約変更の対象といたします。
4-5	記載なし	<p>現地調査対象国に宿泊先の制限があるコートジボワール、ナイジェリア等の国となった場合、変更契約で宿泊費の特別単価を適用するという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、現地調査対象国に「紛争影響国・地域」が入る場合でも報酬単価の加算はないという理解でよろしいでしょうか。</p>	現地調査の対象国が決定した段階で、旅費（その他旅費）が特別単価による積算となる場合に該当する場合には、特別単価による積算とします。紛争影響国・地域における報酬単価による加算については、危険な場所での一定期間の業務を想定していないため、現段階では想定していません。
4-6	P26 5. 見積書作成にかかる留意事項(4)	—	<p>以下のとおり修正いたします。</p> <p>【修正前】</p> <p>1) 旅費（航空券）及び旅費（その他旅費）： 旅費（航空券）： 20,708千円 旅費（その他旅費）： 3,645千円</p> <p>【修正後】</p> <p>1) 旅費（航空券）及び旅費（その他旅費）： 旅費（航空券）： 22,828千円 旅費（その他旅費）： 4,043千円</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
3-1	p. 16 (8) ローカルリソースの活用 p. 25 (3) 現地再委託	<p>詳細調査対象国における 6. (7) に示す現地調査を再委託で実施することを認めて頂いており、その費用として 12,500 千円を見積書(本体)に定額計上することとなっております。本件に関して以下の 2 点をご教示願います。</p> <p>① 国内作業にて実施する「6. (4) 第二段階：調査対象国の対象都市における情報収集・分析、課題の整理」においても、現地関係機関からの情報収集を効率的に進めるため、遠隔管理によりローカルリソースを活用することを認めて頂けますでしょうか？</p> <p>② ローカルリソースの活用にあたり、現地再委託契約ではなく、現地傭人雇用により実施することを認めて頂けますか？また、認めて頂ける場合、現地傭人雇用に係る費用は、現地再委託費として定額計上する 12,500 千円を流用可能でしょうか？</p>	<p>① 「6. (4) 第二段階」でのローカルリソースの活用を認めます。必要な経費は定額計上の 12,500 千円には含まれていないため、本見積で計上してください。</p> <p>② 現地再委託契約により、まとまった業務を一括して再委託業務とする方法が効果的であると考えているものの、現地傭人を個別に傭上する方法によっても現地再委託による場合と同等の調査の目的を達成でき、且つ、経済性及び効率性が認められるのであれば、当該現地傭人の雇用による提案を妨げるものではありません。その場合は、現地傭人による調査の方法や体制を具体的にプロポーザルにおいて提案し、現地傭人雇用に係る費用は本見積で計上してください。</p> <p>なお、契約交渉の段階では、現地傭人雇用に係る経費の妥当性を単価と数量に基づき確認させていただき、定額でなく応募者の見積に基づく金額で計上することも考慮します。</p>
3-2	p. 19 (9) 各国プロフィールの作成	各国プロフィール作成の対象は、調査対象国として選定される最大 10 ヶ国・10 都市という理解で宜しいでしょうか？	調査対象国 10 カ国に加えて、「6. (1) 第一段階」で調査を行ったサブサハラアフリカ地域の各国についても対象に含めます。
2-1	13P 第 2 章 特記仕様書案 1. 調査の背景	「サブサハラアフリカ地域 48 カ国のうち 19 カ国で約 4900 万人が増加、地域全体では 500 万人の減少にとどまっている。」との記載に対して、外務省の HP(トップページ > 外交政策 > ODA と地球規模の課題 > ODA (政府開発援助) > 国別地域別政策・情報 > サブサハラアフリカ地域)においては、	<p>本案件の対象とするサブサハラアフリカ地域は、外務省の以下のウェブサイトに記載の 49 カ国が対象です。</p> <p>https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/africa/index.html</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
		49 カ国とされております。本案件における 48 カ国はどの国を指しているかご教示願います。	よって、「1. 調査の背景」の該当箇所の記載を以下の通り修正いたします。 【修正前】 「サブサハラアフリカ地域 48 カ国のうち 19 カ国で約 4900 万人が増加、地域全体では 500 万人の減少にとどまっている。」 【修正後】 「サブサハラアフリカ地域 49 カ国のうち 19 カ国で約 4900 万人が増加、地域全体では 500 万人の減少にとどまっている」。
2-2	19P 第 2 章 特記仕様書 6. 調査の内容 (8) サブサハラアフリカ地域の都市に対する協力方向性、留意すべき事項及び前提条件等の検討	詳細調査対象の 5 か国の現地調査を終えた後に、これまでの調査結果を踏まえ、再度全般的な協力の必要性を整理する狙いを確認させて頂けないでしょうか。	第二段階までは机上調査により情報分析や協力ニーズの検討等を行います。質・量の両面で十分なデータが得られるかが懸念されます。また実際に現地調査を行うことで得られる気付きや、事前に分析・検討した内容の妥当性の検証は、現地調査対象以外の国にも有用と考えます。そのため、現地の実態を把握した後に、これまでの調査結果を改めて俯瞰し、課題や優先順位を整理したうえでサブサハラアフリカ地域の都市における「全般的な協力の必要性」をまとめていただく趣旨です。
1	p. 15 (6) 情報収集・分析結果の普及・活用促進・広報	「調査結果については、ウェブサイト・SNS を通じた情報発信に加え、ワークショップ・セミナー（遠隔でのウェブセミナーを含む）を開催し、関係各国・都市、日本側関係者、関連ドナー等と情報共有し、調査結果が有効に活用されるように努める。」との記載に関して以下の 2 点をご教示願います。 ② ウェブサイト・SNS を通じた情報発信とは、JICA のウェブサイトや Facebook よりファイナルレポート要約版 PPT を発信するという事でしょうか？あるいは、調査団が新たにウェブサイトや SNS のアカウント	①JICA のウェブサイトにはファイナルレポート及び各国プロフィールを公開することを想定しています。調査団が新たにウェブサイトや SNS のアカウントを開設する必要はありませんが、原稿作成や画像、素材提供等の業務が想定されます。 ②ワークショップ・セミナーは、「(11) 調査結果の概要報告」の現地調査終了時に各国において実施する報告会及び「(14) 調査結果の発表」の帰国後に JICA が主催する会合、勉強

通番号	当該頁項目	質問	回答
		<p>を開設し、そこから情報発信するという事でしょうか？</p> <p>ワークショップ・セミナーとは、現地調査終了時に各国において実施する報告会、並びに帰国後に実施を想定されている勉強会の事でしょうか？あるいは、これらとは別にワークショップ・セミナーを調査団が開催するという事でしょうか？</p>	<p>会等を示しています。これらとは別にワークショップ・セミナーを調査団が開催する必要はありません。</p>
2	p. 19～20 (13) ファイナルレポートの作成・提出	<p>ファイナルレポートの要約版（PPT 形式）は、和文と英文だけでなく、仏文、ポルトガル語も各国の言語に応じて作成が必要とされております。この仏語、ポルトガル語への翻訳費用は、貴機構の予定価格に計上されますか？あるいは、詳細調査対象国選定後に契約変更により計上して頂ける想定でしょうか？</p>	<p>ご質問は、仏語、ポルトガル語への翻訳を業務として想定しているのか、とのご質問と理解しましたが、仏語、ポルトガル語への翻訳を業務は想定しています。10 ページ程度の要約を仏語及びポルトガル語への翻訳する経費を本見積で計上してください。</p>
3	p. 20 (14) 調査結果の発表	<p>会合、勉強会等に関して、以下の2点をご教示願います。</p> <p>① いつ頃の開催を想定されてますか？</p> <p>② 本業務の履行期限についてはとりあえず仮決めしておき、会合、勉強会等の開催日が決まり次第、契約変更する想定でしょうか？</p>	<p>① 会合、勉強会等はファイナルレポート提出後、履行期限（2022年2月）までに開催することを想定しています。</p> <p>② 上述の通り履行期限内の開催を前提としており、契約変更することは想定していません。</p>

以上